

「イングランド王國福祉論」について

濱 林 正 夫

一 序 論

私がここで「イングランド王國福祉論」と譯したのは“A Discourse of the Common Weal of this Realm of England”のことである。これは一五八一年W・S」という匿名氏によつて、エリザベス女王への獻辭を附して初めて公けられたものであるが、その時の標題は“A Compendious or briefe examination of certayne ordinary complaints, of diserve of our countrymen in these our days; which although they are in some part vniust and friuolous, yet are they all by way of dialogues thoroughly debated and discussed by W. S. Gentleman.”となつてゐり、また別の版では“A briefe conceipte of Englische policie”とも題わつてゐる。この書物がいつ誰によつて書かれたかについては、長い間学界で論議されてきたのであるが、私はここでその考證をすすめるつもりは毛頭ない。ただ、エリザベス・ラモンド (Elizabeth Lamond) の徹底的な研究により執筆者はジョン・ホールズ (John Hales) の執筆の時期は一五四九年という結論がだされていること、この結論がその後大體一般に承認されていること、しかしなお反對意見として執筆者をトマス・スミス (Thomas Smith) とする説もあること、をあげておくにとどめ、内容の検討にはいりたいと思ふ。

「イングランド王國福祉論」について

一五世紀の末、ジョン・フォートスキューによつて輝かしい讚美を與えられたイギリス農民は、すでに一六世紀の初めには、トマス・モ어의描寫のうちに暗い姿を見せているが、他方イギリスの「大黒柱」、「産業の基軸」と讃えられた毛織物工業はますマニユファクチュアとして農村にすやかな根をはりはじめていた——「イングリッド王國福祉論」が書かれたと推定される一六世紀中頃のイギリス社会は、そのような形における近代社会の胎動期であつたといえよう。それは封建社会崩壊期における「解放される労働の黄金時代」をようやくすぎ、いわゆる *Volks-reichtum* から *Kapitalreichtum* への移行期であつたともいえる。このような變動期の社会は本書の著者にはどのようなものとして扱われているであろうか、また著者はそれに對して何を要求しているのであろうか。

「企てられた事柄に賛成したり反對したりして、推理があちこちとなされるような、会話または會議によつて行われる推論が、眞理をふるいだすのに一番良いと思われる」(p.12)と考えるために、著者はダイヤローグ形式を用いようとする。そこに登場してくる人物は、ドクター(僧職についていた、またはついている人)、ナイト、商人(merchante)、農民(husbandman)、帽子屋(capper)の五人であるが、この人物構成は作爲的と思われるほど巧みに、地主、商人、小農民、職人という階級構成をあらわしている。ラモンドはこの会談が實際に行われたのではないかと考え(p.8)、その場所をカヴェントリ(Coventry)とし(p.16)、また人物についてもナイトをヘールズ(pp. xvii—xxi)⁽²⁾、ドクターをラテイナー(Hugh Latimer) (pp. xxi—xxiv)⁽²⁾ではないかと考えているが、これもここでは問題としないことにする。

会話は三つに分れ、第一の会話では國民のそれぞれがどのような不満をもっているかということから弊害の所在が指摘され、第二の会話ではその諸弊害の原因が究明され、第三の会話ではその対策がしめされる。会話のイニシヤティブはドクターがとつていて、ナイトが会話の報告者であるにかかわらず、結局著者の思想はドクターによつてあらわ

されるのであるが、しかし各人がそれぞれの見方を主張している點に、かえつてわれわれの注目すべき問題が含まれているように思われる。

第三の会話の初めのところで、ドクターはそれまでの会話で明らかにされたところの、すべての人の「共通の苦しみ」(the common griefs)を次のように要約している。「第一にこの一般的普遍的な高物價(dearth)がすべての人が不平をいつている最も主な苦しみであり、第二にはこの王國の財寶(treasure)の涸渴、第三には圍込み(enclosures)と耕地の收地化、第四には町や村の衰微、そして最後に宗教上の意見の分裂と相違」(p.98)。そしてこのおのの「苦しみ」について原因を分析し、對策をしめしてゆくところに、ドクター——著者——の經濟論、社会思想、學問論などが展開されてくるのであるから、私も便宜上この分類に従つてゆきたいと思う。

しかしその前にまず著者の基本的な態度を指摘しておく必要がある。それは一言でいえば合理主義的態度といえよう。對策を提示するに先だつて、ドクターは、「すべてのことにおいて根源的な原因(original cause)を求めるべきである」(p.98)として次のように説いている。ちょうど時計に多くの齒車が組み合わされ、最初のものから順々に運動が傳えられてゆくと同じように、社会の問題にも多くの原因がからまりあい、それらは循環的運動(circular motion)をなしている。そしてこの運動の根源には最初の運動をおこすところの原因——有効原因(efficient cause)または主要原因(principal cause)——がある。それ故にある問題を取りあげる時に必要なことは、あれこれの副次的、隨伴的な現象を求めることではなく、その根本原因をつきとめることでなければならぬ。「上にあげたようないろいろなことの原因を、判斷することなしにとり去つたり、主要原因と中間原因とを區別せずいわば二次的にすぎない原因をとり去つたりしているから、人々は決して、その問題としてゐることの救済に近づくことができないのである」(p.99)。「原因をとりされば結果はとりさられる」(Sublata causa tollitur effectus) (p.100)。この

ような考え方はヘックシャーが重商主義と自由主義との類似点の一つとしてあげている社会的因果律、合理主義の見解の最も典型的な例としてひかれているものである。⁽⁴⁾ もちろん本書のこのような合理主義は、単に個々の問題の因果的關聯を把えるということに止まつていて、經濟機構の全體を一つの自律的な、「自然の流れ」をもつものとして考えるにはいたつていないけれども、それは重商主義思想一般の共通の限界ともいえるものであつて、決して本書の基本的な合理主義的思惟方法を妨げるものではない。經濟や社会などの諸問題をそれ自體として因果的合理的に究めてゆき、根本的な對策をたてようとする態度、そしてその態度、方法についての明確な自覺——本書が一六世紀の著作としてきわめてユニークな地位を占めえたことの大きな理由の一つはここにあるといわなければならない。

(1) この考証の歴史については、高橋誠一郎「重商主義經濟學說研究」(昭和七年)二二八—二三三ページに詳しい紹介がある。ラモンドの研究成果はその死後、W・カニンガムによつて、「A Discourse of the Common Weal of this Realm of England: first printed in 1581 and commonly attributed to W.S.: edited from the MSS by the late Elizabeth Lamond」(1893. rep. 1929)として出版されたが、この序文に彼女の結論の基礎づけがある。本稿の引用も全部この版によつた。他に佛譯として André Tersen: John Hales, sa doctrine et son temps (1907)がある。

ラモンドのヘールズ説は、R・H・トニー、W・カニンガム、W・J・アシュリらにも廣くうけいれられているが、それ以前には一五八一年、ウィリアム・スタッフフォード (William Stafford) によつて書かれたという説が支配的で、K・マルクス、J・K・イングラムなどはそれに従つてゐる。しかし最近でもヘールズ説に反對がないわけではなく、たとえば A. F. Chalk: Natural Law and the Rise of Economic Individualism in England (Jour. of Pol. Eco. vol. LIX. 4. p. 334 note. 7) ヒュース、J-Y. Le Branchu: Ecrits notables sur la monnaie (1934) はトマス・スミスを執筆者としており、これはラモンドの死後發見された資料にもとづくもので、彼女の主張をいちじるしく弱めたが、しかしやはり確定的ではないとされている。

(2) ジョン・ヘールズはケントの生れ、正式の教育はうけなかつたが博學でとくに古典に通じ、エドワード六世時代に下院議員となり、農耕獎勵、食糧品投機阻止、畜産獎勵の三法案を提出したがいずれも否決され、同年サマセット侯の下に土地圍込み委員會 (Commission on Enclosures) に加わつて中部地方を擔當したが、十分な成果はえられなかつた。しかし圍込み反對運動にお

つてはラティマーと共に“Commonwealth men”と呼ばれるグループをつくつて最も精力的な活動をしており、この委員會のつちでもホールズの部會だけが眞剣に問題をとらあげてゐたといわれる (cf. R. H. Tawney: *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912, p. 366)。しかしサマセットの失脚と共に故國を追われ、十數年の放浪の後歸英、一五七一年世を去つた。處世術、健康法、文法論についての著譯書がある。

(3) ラティマーは一四八五年ころヨーマンの子として生れ、ケムブリッジに學び、後ウースター僧正となる。宗教改革の擁護者でその説教は多くの人々を改宗せしめたといわれるが、更に社會問題についてもラディカルな批判者であり、とくに土地圍込み運動に對しては烈しい非難をあげている。後メアリーの新教徒迫害にあい、一五五五年數百の信者と共に焼き殺された。

(4) F. Heckscher: *Mercantilism*, 1934, vol. II p. 313.

二 高物價——價格論と貨幣論

ドクターはいう。「帽子一つが一四ペンスだったのに今買うと二シリング六ペンス。……一足の靴は一二ペンスもするが、昔ならもつと良いものでも六ペンスで買った。馬一匹に蹄をつけるのに昔は普通六ペンス、最近でもせいぜい八ペンスだったのに、今では一〇ペンスまたは一二ペンス以下では手に入らない」(p. 33)。商人はいう。「この一〇年間になら四シリング八ペンスで買った衣類一ヤードに、今は八シリング拂つてゐる」(p. 32)。ナイトはいう。「この八年間豚や鷺鳥はよりどり一匹四ペンスで買ったのに、今は八ペンスもするし、また良い食用雞一羽三ペンスまたは四ペンス、ひよこが一ペニー、牝鶏が二ペンスだったのに、今はその二倍もするだろう」(p. 38)。あるいはまた、「われわれの仲間はまだ田舎に住んでいる人々は、わずか一六年前なら年二〇〇マークでやつてゆけたのに、今では二〇〇ポンドでも家を保つてゆけない。だからわれわれは家計の三分の一を減ずるか、または収入の三分の一を増加させるかしなければならぬのだ」(p. 20)。帽子屋はいう。「現在では徒弟や召使の飲食物を見つけてやろうと

すると以前のほとんど二倍かかつてしまう」(p.18)。更に農民は土地價格、地代の引上げに不満をいう(p.15, p.38)。數字的には必ずしも一貫してはいないが、海外からの輸入品、絹、ブドウ酒、石油、材木、染料、鐵、亞麻、織物、香料、紙、小間物類は七年前に比べて三分の一高くなつているとされ(pp.16-17)、穀物、家畜、バター、卵などの農産物は八年前より五割高くなつているといわれる(p.38)。

一體このような一般的高物價の「主要原因」はどこにあるのであろうか。「商品の價格を上下せしめるものはその稀小性と豊富さである」(p.11)とはいわれているけれども、しかしこの高物價が凶作などによるものでないことは、すべての人の認めるところである。「現在ほど、またこの三年間ほど、穀物や牧草やあらゆる種類の家畜が豊富だつたのはみたことがない」(p.17)。それならば帽子屋や農夫がいうように、また多くの人々が信じていたように、土地圍込みと牧地化が原因なのであろうか。ドクターはそれをも否定する。「何故ならこの圍込みや牧地化がもし何ものかの高價格の原因であるのなら、それは主として穀物の騰貴の原因であるはずだ。ところがこの二・三年穀物は全く安い(good cheap)のである。そして高價格は牛や羊のような家畜について生じているのだが、それらの生産は減少するどころか、圍込みや牧場によつて増大しているのである」(p.22)。ナイトは農産物が高いから地代をあげるのだといい、農民は地代が高いから農産物を高くするのだというが、ドクターはこの二人を對論させた結果、そのいずれも高物價の原因となつていのではないということを明らかにしてゆく。何故ならたとえ全國の地主、農民が協定して地代と農産物價格とを二〇年前の水準まで下げたとしても、他の商品の價格は下らないであろうし、その限り地主も農民も生活に困ることとなる。とくに外國から輸入される商品の價格はたとえ法律によつて強制しても引下げることにはできない。そうして輸入品が高いと——ここに問題があるが——國內物價もそれに應じて高くなる。それ故にこの高物價の原因は輸入品の高價ということにあるといえよう。しかし何故輸入品が高いのか。商人の口を通して外國人

が答辯するところによると、第一に彼らは昔と同じ割合で商品を交換してゆくのであるから、商品と商品との交換關係においては外國品の價格(交換比率)は上つていない。第二に外國品の貨幣價格が上り、より多くの貨幣がそれに對して要求されるのは、「昔より貨幣の價值を少くしたわれわれ自身の罪に他ならない」(p.102)。彼ら外國人は、「われわれが貨幣にどんな名前を與えようとおかまいなしに、世界中いたる處で評價されているその量と眞の價值とを考慮しようとする」(p.102)。

およそ以上のような推論の後にドクターは次のように結論する。「かくて結論するなら、この貨幣の貶下が、外國人がまずその商品をわれわれに高く賣ることの最初の根源的原因なのだ。そのため商品を生産している農民や小作人は皆その商品を高く賣るようになり、そのため郷士はその地代をあげ、農場をとりあげて暮しを樂にしようとし、従つてますます土地を圍込むのである」(p.104)。つまり、「貨幣の貶下がこの一般的高物價の最も主な原因」(p.104)なのである。

價值論または價格論とよびうるようなまとまつた思想をもたない本書においては、⁽²⁾かくて物價の問題は貨幣價值の問題とならざるをえず、ここに貨幣論が展開されることとなる。この場合ナイトとドクターとによつて相對立する二つの貨幣觀がしめされていることに注目する必要がある。まずナイトにきこう。「私達の間でどんな種類の貨幣があるろうと、たとえば皮革でつくられていようと、皆の間を流通しているなら少しもかまわないのではなからうか」(p.33)。彼の主張によれば貨幣とは、「人から人へと渡されるしるし」(token)」(p.69)にすぎないものであつて、國王の印が押してあり強制通用力がありさえすれば貨幣がどのような材料によつてつくられていようと問題ではないとされる。このようなナイトの考え方はベアーア(Max Beer)によれば、貨幣はその實體によつてではなく、法によつて價值をもつというスコラの、中世的貨幣觀をあらわすものとされるのであるが、⁽³⁾この貨幣觀による限り貨幣の貶下やそ

れによる物價變動などはありません。これに對しドクターは次のように答える。もし人々が外國と全く交通をもたず自分たちだけで生活しうるのであれば、どんな材料で貨幣をつくらうと問題はない。「國王は國內では任意の貨幣を流通させることができる」(p.87)のである。しかし「われわれは外國を必要とし、外國はわれわれを必要とする」(p.87)のであるから、外國との交通、貿易は不可避であり、外國との貿易がある限り、國內でつくつた任意の貨幣を、「外國人がうけとるよう強制することはできない」(p.87)。貨幣は「全世界の共通の市場 (the common market of all the world) に従わねばならぬ」(p.87)のである。交換行為において人々が實際に交換しようとするものは、「人間の使用に必要な商品」(p.71)なのであるが、しかし交換を容易にするための媒介物として貨幣が工夫された。そして金銀はその稀小性と有用性によつて價值高く、「運ぶのに最も軽く、最も長く貯藏に耐え、形やいろしをつけるのに最も適し、どこにおいても通用し、そして損失なしに最も容易に多くの小片に分けられる」(p.72)という理由によつて、「全世界の全通の同意」(a common consent of all the world) (p.73) により貨幣として定められたのである。それ自體として價值をもち、世界的通用性を與えられた金銀が貨幣である以上、貨幣の價值を決定することは國王の權力をこえることではなければならない。國王に可能なことはただ貨幣にいろしをつけ、その内在價值を明示することだけであつて、「銀であれ金であれ、その他いかなる金屬であれ、一オンスのものを二オンスの價值とすることはどんな君主にもできない」(p.107) ことである。恣意的に貨幣の内在價值を變え、「現在の三〇グロート中には以前二〇グロート中にあつただけの銀しかない」(p.80) というようにすれば、貨幣の額面にはおさまいなしに常に貨幣の「實體と量」のみを考慮している外國人には、以前より多くの貨幣を與えなければならず、従つて輸入品の價格騰貴と、つづいて全般的物價騰貴が生ずることとなる。

以上のような觀點にたつ限り、ドクターの高物價對策はいうまでもなく貨幣の改良、純化に存することとなる。す

なわち彼は現在流通している悪質貨幣を回収し、その一〇シリングごとに新しい良貨一エンジェル(六シリング八ペン
ス)を與えること、という改鑄案を提示し(P.II)、それに伴ういろいろの豫備的注意事項をしめしている。この提
案とは全く無關係に一五六〇年エリザベス女王によつて貨幣改革が行われたのであるが、しかしその後高物價は依
然としてつづき、従つて一五八一年に本書を出版したW・S氏は、この貨幣改革の提案の箇所を削除し、その代りに
高物價のつづいてゐる理由として、一、一旦ひきあげられた地代が下げられないでゐること、二、インドその他から
財寶が流入したこと、という二點をあげなければならなかつたのである。⁽⁴⁾その限り本書における分析、對策提示は誤
つていたといわなければならぬかも知れない。しかしW・S氏や、おそらく彼に影響を與えていたと思われるジャン・
ポードン(Jean Bodin)の貨幣數量説と、⁽⁵⁾本書との、理論的優劣を比較することにはあまり大きな意味はないであ
らう。より以上に私の興味をひくのは貨幣の貶下が何故有害なのかという最も基本的な點である。

貨幣を國際通貨としての金銀と同一視する立場に立ちながら、ドクターは國內にかんしてはなお貨幣法定説の立場
を脱けきつていないために、ある國の貨幣貶下はその國の物價を國際水準に比し下落せしめると考へる。つまり貨幣
貶下は國內物價と國際物價とのアンバランスを生ぜしめるものなのであるが、これは彼の考へによればきわめて憂慮
すべき事態をもたらす。何故なら國産品が安いといふことは、「われわれの商品を賤しめる(base)」(p.62)こととな
るし、「外國人にその商品を高く賣らせ、われわれが國産品を安く賣る」ことは、「外國を非常に富ませ、わが國を
貧しくさせる」(p.40)ことになるからである。ここにはきわめて特徴的に重商主義的な、「安く買つて高く賣らう」
という考へ方が明白にしめされてゐる。それ故にドクターは外國との貿易にかんする限り、國內物價水準は高い方が
望ましいとする立場をとる。「彼らが高く賣り、しかもわれわれの商品を安く買う限り、われわれは損をし彼らは儲
けてゐるのであつて、それ故彼らは富みわれわれは貧しくなる。もし現在のようになわれわれが彼らと同様に商品價格

を高めるなら、誰かは損をするであろうけれども、しかしそうしない場合ほど多くの人が損失をうけるのではない」(p.47)。貨幣貶下が外國貿易を媒介して國內物價に影響するということは、實はこのような關聯において理解されていたのである。

しかしドクターはそれだからといつて、一五八一年のW・S氏のように、⁽⁶⁾無條件に高物價讚美論——ヘックシャーのいわゆる Gospel of high prices——を説くものではない。彼の主要關心はやはり高物價によつて「損をする誰か」に向けられているのであり、本書の主要テーマもやはりここにあるとみななければならない。高物價によつて最も被害をうけ、逆に貨幣改善によつて救われるのは誰か。ドクターはこの問題について最も明快であり、そして——マルクスのお蔭によつて——最も有名でさえある。

一通り皆の不平を聞き終えた後、第一の会話の終りの所でドクターは、商人や職人は「高く買つたら高く賣る」のだから、「私はこれらの人々がこの共通の一般的高物價で最も苦しんでいるということは理解しえない」(p.33)とし、最大の苦しみをうけているのは、「一定額の収入や俸給をもつ人々、すなわち日當六ペンスの普通の労働者、あらゆる職業の渡り職人、年給四〇シリングの召使い、そして自分や先祖が終身または一定期間で土地を貸してしまひ、たとえ欲してもその地代をあげることができず、しかも買うものの價格が全部上つているところの郷士(Gentlemen)である。また……國王も年収入の大部分が固定しているので、この高物價ととくに貨幣の改鑄によつて最大の損失をうけているのである」(pp.33—34)と説いている。この考え方はしばしば引用される次の章句において明確に定式化されている。「ナイト、「あなたがいうのはどういふ種類の人々なのかお尋ねしたい。最初にこの場合(高物價によつて——引用者)少しも損をしないと考へられる人々について？」ドクター、「私がいうのは賣買によつて生活するすべての人々で、彼らは高く買うとそれに應じて賣るから」。ナイト、「あなたがその場合利益をうける

という次の種類の人々とは誰か？」ドクター、「そう、古い地代で保有地や借地農場 (takings or farms) をもつ人々で、彼らはもとの地代で支拂い、新しい価格で賣る。つまり土地に對しては安く支拂い、そこでとれるものを高く賣るのである。」ナイト、「これらの人々がうける利益より以上に、この場合損失をうける人々とあなたがいうのはどういふ人々なのか？」ドクター、「それは定まつた地代、俸給で生活したり、土地を耕やさず、賣買に従事しないところの貴族や郷士である」(pp.80—81)。マルクスがいつているように、ここで「一六世紀における貨幣價值の低落が社会の各種階級に及ぼした影響」が明白に指摘されているのであるが、この定式化に従う限り、高物價は決して人々の「共通の」苦しみであつたのではなく、とくに地主階級にとつて切實な問題であつたとみななければならぬ。それ故に本書においてもわれわれはとくにナイトの口を通して、高物價にかんする多くの不満、窮状をきくことができる。「たしかに買いいれるか、または私や私の祖先が昔與えた土地の期間がきれるかして、私たちの手に戻つた土地からは、私は昔より高い一時金 (fyne) をうけとるか、またはその地代をひきあげる。それは家計費が増加したため止むをえないのである。しかし私の手に戻つてきてその地代をあげられるような土地は私の一生で三分の一もないだろう。その他は昔與えられた租借契約 (lease) または謄本 (copie) によつて他人の手中にあり、今後もずつと私が死ぬまで、更におそらく私の子供の代まで他人の手にあるだろう」(p.19)。だから地主たちは二・三〇人もいた召使いを一人に減らし、田舎の家を賣り拂つてロンドンに間借りをするか、あるいは、「自分の手に土地が戻つた時、その一部を離さないでおくか、または他人の土地を買つて羊やその他の家畜を飼ひ、収入の減少を補ひ、舊い宅地 (estate) を維持しなければならぬのである」(p.20)。封建的地代に寄生しつつ、一六世紀の經濟變動のうちに没落しゆく、あるいは積極的に近代的地主へ轉身しゆくジェネトリ階級の姿を、ここにきわめて明瞭に讀みとることができるであろう。

しかしジェントリ階級だけが高物價に苦しみ、貨幣改鑄によつて救われるのではない。彼らと共に、あるいは彼らより以上に國王の利益こそ考慮されなければならないのである。貨幣の貶下は、良貨と悪貨との差額を國王に歸することによつて、測り知れざる利益を國王に與えたのではないかというナイトの疑問に答えて、ドクターは貨幣は結局國內を一巡しすべて國王の手に歸るものであるから、その利益は一時的なもので、最後には國王に損失を與えるものであり、逆に貨幣の改鑄は一時的には國王の負擔ではあつても、究極的には國王の利益となると説いている(p.86)。しかも國王の損失、窮乏は國王個人の問題ではなく、海外から買わねばならぬ軍需品、すなわち、「武器、あらゆる種類の大砲、鋸、鋤、瀝青、タール、鐵、鋼、小銃、火藥、その他多數のもの」(p.84)の購入を不十分ならしめるのであつて、その限り「王國 (Realm) と全臣民 (subjects) への危険」(p.85)を招くこととなる。貨幣の貶下、物價騰貴は國防力を危くするとされるのである。

しかしこの考え方は國王の私収入と公収入との混同——これはそれ自體一つの重要な點であるが——にもとずいてゐるのではなからうか。國王自身が物價騰貴により貧しくなつたとしても、國民のうちによつて利益をえてゐるものがあれば、帽子屋のいうように、「國王は御用金 (subsides) や税金 (imposition) を臣民に課して不足を補う」(p.85)ことができるのではないだろうか。「たしかにその通り」とドクターは答えてくれる。「臣民がもつてゐれば國王がそれを取りたてるのは適當なことである。しかし臣民ももつていなければどうするか？ 國內に財寶がなければ臣民もそれをもつことはできない」(p.86)。ここで問題はすりかえられる。貨幣價值、物價が問題なのではなく、國內に財寶があるかないかが問題なのである。従つて私も第二の問題へ眼を轉じなければならぬ。

(1) 穀物はある場合には高くなつたとされ、ある場合には安いとされている。A.C. Feren: op. cit. p.35 にあげられている當時の物價表によると、一五四六—四八年の三年間は安く、四九年には急騰している。なおドクターは穀價は相對的に低いと考えても

いる。この点後述。

(2) 價値を決定するものは時に「稀少性と豊富さ」(p.71)とされ、時に有用性とまれ(p.73)、時には自然の定めによつて有用性と稀少性が結びつけられ(p.55)、ある場合には労働の價値が考えられ(p.64)、いずれも一貫されていない。商品相互の交換ではなく、商品全部の一般的價格が問題とされているためである。

(26) Max Beer: *Early British Economics*, 1938 pp. 91—92.

(4) 削除された箇所はラモンド版一〇四ページ三〇行目から一二〇ページ九行目まで。その代りに挿入された箇所は同書一八六—一八八ページに附されている。

(5) ホーダンの貨幣數量説が發表されたのは一五六八年で、翌年英譯もてた。イングラムは一五八一年版しか知らなかつたため、本書をホーダンの影響下にあるものとしているが(J. K. Ingram: *History of Political Economy*, 1893 p. 45) その影響を思わせるのはこの改訂箇所のみである。

(6) 改訂箇所の終りのところにてW. S. 氏はいう。「私の意見を率直にいうなら、イギリスの商品をすべて舊價格へ下げることとは、上述の諸困難のため大へん難しいことと思うが、更に私はそれは國家にとつて有利でも有益でもないと思う。ただしわれわれが國産品を外國人に安く賣り、他方彼らの商品を高く買わうとするのなら別であるが、そんなことをすればすぐに國家は非常に貧しくなつてしまつてあろう」(pp. 187—188)。財寶の豊富が物價をあげると考えられる限り、この高物價讚美論は貴金屬偏重の一つの根據となり、「一七世紀末までつづいてゐる。

(7) マルクス、「資本論」、第一卷第二四章註二二八、高島譯七三八ページ。

三 財寶の涸渇——産業保護論

前述のようにドクターは財寶の國外流出、涸渇を第二の重要問題として指摘しているのであるが、それが貨幣貶下、物價騰貴とどのように關係しているのかは實は明らかでなく、ただ、「金銀が尊重されていないところへ、どうして金銀がもたらされるだろうか」(p. 78)という奇妙な説明しかききえない。むしろある場合には古い良質の貨幣が

「イングランド王國福祉論」について

集められ海外へ運ばれてしまい、「現在それらの古い貨幣が國內にほとんど残っていないことが、現在のようなすべ
てのもの的高價格の大きな原因なのである」(p.33)とされて、財寶の涸渇が高物價の原因であるかのようにも説かれ
ている。それならば財寶流出の原因はどこにあるのであろうか。

これは物價や貨幣の問題とは別に貿易差額の問題としてしめされる。「われわれはいつも、われわれが賣るより以
上には外國人から買わないように注意しなければならない。何故ならそうすればわれわれは貧しくなり、彼らは豊か
になるであらうから」(p.63)。あるいは別のところでは、「われわれが彼らの求める商品をもつより以上に、彼らは
われわれに必要な商品をもつてくるから、(商品を受けとつた他に——引用者)いたるところで通用するようなもの
を受けとりたいと望むだろう。……彼らはわれわれの金銀輸出禁止法を氣にかけず、一旦受けとつた金銀をもつてゆ
くであらう」(p.102)といわれている。このようにイギリスは、「賣るより以上に買っている」愚かな農夫のよう
に年々貧困となり、金銀を外國へ流出せしめているのであるが、このような「財寶の不足から、國王と王國に對して生
ずる最大の危険」(p.87)は國防力の不足ということである。何故なら「もし國王が戰爭の時に、鎧や武器や船具や鐵
砲や、戰爭に必要なその他の軍需品を買う財寶に不足し、しかも臣民からそれをえられないとしたら、國王は、そし
て王國はどうなるであらう？ たしかに非常に困つたことになるに違いない。だからこそ貨幣や財寶が賢明な人々に
よつて『戰爭の鍵』(nervi bellorum, that is to saie, The senowes of warre)と呼ばれるのは理由のないことでは
ない」(p.86)。財寶は一般に價值貯藏の手段として、「いわばあらゆる商品の倉庫(a storehouse of anie
commoditie)」(p.114)と考えられ、「もし國內に若干財寶の貯えがあれば、戰爭と飢饉とが同時に生じても、一年
や二年や三年ならそれに耐えうるであらう」(p.114)とも説かれている。

しかもこのような國防力の基礎としての財寶という考え方が、國際關係における相對的な問題として把えられたも

のであることは、とくに注目すべきであろう。金銀に淡泊であることが美德ではないかというナイトの疑問に對し、ドクターは私的にはそうであるが國家としてはそうではないと答え、その理由として金銀は武器と同様、全然無い方が望ましいのであるけれども、他國がもつ限りは一國だけそれを捨てることはできないという。「もしわれわれが道具や武器を捨ててしまひ、隣國が捨てないなら、われわれ自身はあらゆる防衛から裸にされ、彼らの危害に服することとなる。同様にもしわれわれだけが金銀を捨てるなら……、そして他國がなおそれを持ちつづけるなら、われわれは自らを弱め、彼らを非常に強くすることになるであろう」(p.115)。重商主義に本質的なバランス・オヴ・パワー、およびその基礎としての財寶、という考え方はきわめて明白であるといわねばならない。

それならば財寶の流出を阻止し、これを國內に蓄積し、「平和の時に戦争に備える」ためにはどうすべきか。答えは明白、輸入を減らし輸出を増加させることである。その一つの手段として農業を奨励することも考えられるのであるが、——それによつて「穀物が非常に豊富になると共に、それを原因として多くの財寶が國內へもたらされるに違ひない」(p.59)——、しかしこの場合の主眼は後にのべるようにあくまで國內需要にあり、穀物輸出による財寶の獲得は二次的なものと考えられる。より重要なのはドクターが財寶という視点から職業の分類を行っていることで、それによると、第一は財寶を國外へもちだすもので、これは輸入商人、すなわちブドー酒商人(vinteners)、絹織物商人(mercers)、雜貨商人(haberdashers)などであり、彼らは「王國から財寶を費消するだけ」であるから、認められておいても良い(tollorable)けれども他の人々ほど必要ではなく、むしろない方が良いとされる。第二は財寶を運びだしても持ちこみもしない人々で、靴屋、洋服屋、大工、肉屋、小賣商人などであり、第三は財寶をもたらず人々で、これは織物職人(clothiers)、鞣皮職人(tanners)、帽子屋(cappers)、ウーステッド織職人(worsted makers)などである(pp.91—92p.127)。この第三の人々こそ、「それなくしては不毛であろうところの國々を富ましめる唯

「イングランド王國福祉論」について

一の職業」(p.93)として、「それらがすでに行われているところでは保護し、行われていないところでは新しくつくりあげるべきである」(p.127)と主張される。そのようにして初めて、「わが國に役立つものを十分にもち、現在それらを買うため流出してゆく無限の財寶を節約しうるのみでなく、加工品を販賣し他の必要品や財寶をもちこむことができる」(p.93)のである。ここからドクターの財寶涸渇對策は容易に推測しうるのであるが、再三再四彼が強調していることは、ガラス、テーブル、時計、人形、手袋、ナイフ、釘、紙、ピンなどの「くだらないもの」(trifles)が大量に輸入され、その代りに財寶や重要商品が輸出されてゆくことであつて (p. 63, p.78 etc.)、そのために「今ではタワーからウェストミンスターまでどの街路も小間物屋で一杯になつてしまつた」(p.64)とさえいわれている。鐵、鋼、鹽、大麻、亞麻、タール、石油などの重要品は輸入すべきであるが——ここにも軍事的國防的視點があることは注目すべきであらう——、それ以外のどうでも良いものや、國內でつくりうるものの輸入は禁止すべきである。そのみでない。イギリスから羊毛や羊皮や錫などの原料を輸出し、他國に加工させて衣類、手袋、皿などの製品として再輸入し、空しく財寶の流出を黙過しているとは何という愚行であらう。それはイギリス國民の負擔において外國人を養つていることに他ならないのではなからうか⁽¹⁾ (pp.64—65)。

一體このような愚行の原因はどこにあるのだろうか。一つには外國品でなければ満足しないという奢侈の風習 (p.64)、更にはイギリス人の愚鈍さ、高質銀、怠惰 (p.65) とドクターは考へる。それならばどうすれば良いのか。彼は結論的に次のようにいう。「われわれの財寶は次の二つの方法によつてとり戻しうるであらう。第一に海外からもたらされるものとして先にあげた多くの『くだらないもの』の輸入を禁止し、われわれの産物によつて海外でつくられたものの販賣を禁止すること。第二にわれわれの産物が未加工で輸出されるのを禁ずること。それらが國內で加工されてから販賣されるなら僅かの間に無限の財寶をもたらすであらう」(p.88)。國內で加工する場合にコスト高とな

ることはやむをえない。「外國人から安く買うよりも、自分の國の國民から高く買う方が良い。何故なら利潤がいかに少いものでもそれが外國へ出てゆくならわれわれには明白な損失であるが、利潤がいかに多いものであつてもそれがわれわれの間でゆききしているのなら、それは國家の中に残されるのであるから」(p. 65)。外國製品輸入禁止、國産品使用奨励、原料輸出禁止の主張、より基本的には怠惰、奢侈、高賃銀への戒め——これはおそらく、産業保護主義の少くともイギリスにおける最初の定式化であろう。

以上のようなドクターの産業保護主義に對するナイトや商人の反對意見も注目する必要がある。その一つは羊毛輸出制限は國王の關稅收入を減ずるといふにあり (p. 55, p. 66)、第二は織物職人は最近の暴動の原因となつたもの故、むしろ消滅させてしまつた方が安全だといふにある (p. 78)。しかし關稅減收は羊毛輸出稅率の引上げ、毛織物輸出によつて補うるし、また暴動の原因は織物業自體にあるのではなく、その不況にあるのであるから、織物稅の撤廢などによりこれを保護する方がかえつて有効であろう。ドクターの見解によれば職人こそ國王の富の源泉なのである。「通行稅、關稅、人頭稅、御用金はすべて主として職人 (artificers) から生ずるのではなからうか。ただ自分の土地から生ずる年収入だけで所領を維持してゆける國王があるだらうか。……國內のすべての職人が少しづつ儲け、全部合せて毎年國王への大きな儲けとなるのである」(p. 91)。

しかし産業保護の意義はそれのみに止らない。職人は財寶をもたらし國富の源泉となる以外に、直接的に國防力の人的支柱となるものとして保護されなければならぬ。國內産業の育成によつて、今まで外國人を養つていたその費用で、それだけの數の國民を仕事につかせることができるのであり (p. 126)、それ故に産業の保護によつて、「王國はそれを守りうる人々で充されると同時に、多くの財寶を手に入れるであらう」(p. 93)。單に財寶を獲得するためだけであれば、ナイトのいうように羊毛生産のみでもあるいは良いかも知れない。しかし産業の發展は單に財寶をより

多く獲得せしめるのみでなく、何よりも國家の支柱たるべき人々を維持するに役立つものである。ナイトの反駁に對するドクタイの再反駁の眞の根據はここにあるといわなければならない。しかし何故羊毛生産が有害であるのかを更に明らかにするためには、次の土地圍込みの問題にうつる必要がある。

(1) 工業品を外國へ賣れば、原料の價值のみでなく労働の價值をも賣ることとなり、従つて國民所得の一部を外國人に支拂わせることとなるという、いわゆる“foreign-paid income”の思想は、産業保護論の主要論據であるが、本書は明らかにその考え方をしめしてゐる。cf. E. A. J. Johnson: *Predecessors of Adam Smith*, 1937, p. 150, ch. XV.

(2) これはどの暴動か明言されていないけれども、本書が一五四九年秋に書かれたとすれば同年のノーフォークのケット(R. Kett)の亂をさすものである。これは圍込み反對の農民一揆であるが、當時の一揆は職人がリードする場合が多く(Cf. R. H. Tawney: *op. cit.* p. 326)、ナイトも別のところで失業した職人は他の人々を煽動して騒ぎをおこせるといつている(p. 88)。ただしケット自身は織物織人ではなく鞣皮工であつた。

四 土地圍込み——農業保護論

「あんなにやさしくおとなしく小食だつた羊たちが、今では非常な大食漢になり荒々しくなつて、人間自身をさえ喰いつくし呑みこんでしまう」という有名なモーアの嘆きは一五一六年のものであるが、⁽¹⁾同じ嘆きは本書でも引用しきれないほどあらわれてくる。一・二をあげよう。「この羊どもがこの害惡すべての原因なのだ。というのは羊のために農耕(husbandrie)が追つばらわれたのだから。以前には農耕によりあらゆる種類の食糧品がつくられていたのに、今はもうただ羊、羊、ばかりだ」(p. 20)。「この圍込みのため私達は皆駄目になつてしまつた。耕している土地には高い支拂をしなければならぬし、また金を出してもマナーには耕す土地がなくなつてゐる。皆とりあげられて牧場になり、羊を飼つたり家畜を育てるのに使われている。だから私の知つてゐるところでも最近七年間に、この周圍

六マイル以内で一二の鋤が放棄され、また四〇人の人が暮していたところに今では一人の人と一人の羊飼いかいなのだ」(P.15)。これらの言葉が土地収奪の直接の対象となつていた農民のものであることは當然であろうが、しかしそれ以外の人々もそれにくみしていることは注目すべきであろう。たとえば帽子屋はいう。「この圍込みと大牧場がその(高物價の——引用者)大きな原因なのだ。人々は以前には多くの貧しい人々が暮していた耕地を一人の手中にうつしてしまふ。そして以前にはあらゆる種類の穀物やら家畜やらがつくられていたところに今は羊しかおらず、そこで暮していた一〇〇人、二〇〇人の人々の代りに、今そこで暮しているのは三・四人の羊飼いと一人の主人だけなのだ」(P.48)。

このような總攻撃に對してナイトはその立場から當然に、ひとり圍込みを擁護しようとするのであるが、その論據は前述のような高物價による地主の困窮ということ以外に、より積極的には次のように展開される。「圍込みが國家にとつて有害ではなく有利だということは、經驗が明らかに證明しているように思われる。何故なら最も圍込みの多い州は、エセックス、ケント、デヴォンシャーなどのように最も富裕であるのがみられるから。また私がある時ある法学者からきいたところによると、多くの人によつて共有されているものは、すべての人に輕視されるということが彼の法の格率とされているという。そして共有地の小作人は、各人がそれぞれの土地を私有している時ほど良くは耕さないということを経験はしめしている」(P.49)。圍込みによる土地私有は土地の生産性を増大するものであるからむしろ望ましいという、アーサー・ヤングの見解がここでしめされているわけであるが、注目すべきことはドクタ―もこれを肯定していることである。「私がいつているのは圍込みすべてではなく、また共有地すべてでもなくて、ただ、一般に耕地を牧場に變えるような圍込み、それからそこで共有地使用權(right to common)をもつている人々に補償を與えないような暴力的圍込みのことだけである。もし土地が個々に區劃され、そこで農耕がつづけられ、共

有地使用權をもつ人がすべて自分の分け前としてその共有地の一部を自分のものとして圍込むのなら、皆の同意がある限り、害よりもむしろ利益が生ずるだろうと思う」(p.50)。ここでは明らかに圍込みは二種類に分けられ、上からの、すなわち地主による暴力的圍込み——これは耕地の牧場化を伴う——が非難の對象となる反面、下からの、すなわち農民自身による自發的圍込み——ここでは農耕をつづけることが目的である——はむしろ農業生産力を高めるものとして推賞されているのである。圍込みにこのような二つの種類のあつたことは、すでにイギリス農業史の常識となつているといえるが、ドクターもまたその證言者の一人であつたのであり、農民的圍込みを奨励することによつて當時の農業技術改良家と比肩しうべき進歩性をしめしているといえよう。ナイトが圍込みにより繁榮しているとしたケント、エセックス、デヴォンシャーなどの諸州も、實はこの下からの圍込みが最もすすんでいた地方であつたのではなからうか。⁽³⁾

しかしナイトは更に論據を加え、牧羊のための、上からの強制的圍込みさえ擁護しようとして次のように主張する。「もし彼らが他の方法によるより以上にそこに利益を見出すなら、何故そうしてはいけないのか。……すべての人は國家の一員であり、ある人に有利なことは、他の人もその眞似をする時他の人にも有利である。それ故一人に有利であり他人にも有利なことは、皆に有利であり國家にも有利である。……各人がより集つて國家の全體を構成しているのだ」(pp.50—51)。これは、國家の富は個々の國民の富の總計から成るといふ、アトミスティックな、しかも調和論的な考え方であつて、その意味できわめて近代的であるといえよう。しかしドクターはそのような調和の思想を信じない。「各人にとつて彼だけに有利なことは、他人に有害でない限り國家全體に有利であるが、有害な時はそうではない。……たしかにわれわれは自分の利益をできるだけ促進すべきであるが、それは他人の利益を、同様にまたはより以上に妨げない限りにおいてのみである」(p.51)。しかし同時にここでは、「自分の利益の促進」が主張され

ていることを注意しておこう。

それならば何故圍込みは他人に、また國家に有害なのであろうか。ドクターは上述のように一般の考えに反し圍込みを高物價の原因であるとは考えない。しかしそれは高物價とは別に、あるいはそれ以上に大きな弊害を生むものである。「私が考えるのに、このような圍込みが過去二〇年間と同様に今後二〇年間つづけられていつたら、この國の國王の力を非常に衰えさせ、弱めることとなるだろう。それは高物價よりもつと恐ろしいことなのだ」(P. 48)。何故か。第一に圍込みは「生活の基礎」を奪い、人々を失業せしめて、「われわれの間の野蠻な不幸な騒動」(P. 48)の原因となつてゐるから。更にそれは穀物生産を減少せしめ、「普通七年に一回やつてくるような凶作」がおとすれた時、外國から穀物を輸入しなければならぬようになつて財寶を失うのみでなく、多くの貧しい人々 (the poor commons) を破滅させることとなるから (pp. 52—53, p. 59)。「國家は凶作の年にも十分の穀物をもち、豊作の年には十分以上にもつて、余分を海外へ輸出し、財寶または他の商品とひきかえる」(p. 61) ようにならなければならぬ。凶作の年に穀物を輸入しようとしても、他國が賣つてくれなければ國家の大きな危険とさえなるであろう。財寶の場合と同様にここでも、國防力への關心から生活必需品を備えようとする態度——ヘッグシャーのいわゆる Policy of provision——をみることができるのであるが、後にのべるようにこの態度は一貫されていないのであつて、それ故にかえつて注意しておく必要がある。

しかし圍込みの弊害はそれだけに止らない。「この仕事は國家の福祉 (the common wealth) にも存続にもためにはならない。……時がたつにつれて國王の臣民の多くは疲れ果て、少數の牧場主と羊飼ひしか残らず、これでは國王の必要に應じたり、外敵からこの國を守るのに十分ではないであろう」(p. 90)。あるいは別のところでは、圍込みから結果してくるのは、「國家の完全な荒廢と孤獨とのみであり、國家は立派な人々の代りに羊と羊飼ひばかりにな

り攻撃してくる最初の敵の餌食になつてしまふであらう」(p.52)ともいわれる。このような主張は、「ここイングランドではわれわれの主力は従士 (servingmen) とモーメン (yomen) にあり」(p.84)「平時から奢侈、軟弱をいましめ訓練にはげむべきであるという主張と、密接に結びついている。産業保護論の根據の一つが國防の主體としての職人の維持、育成にあつたのと同様に、農業保護論もまた國防の主體としての農民の保護という主張を基礎としているのである。この主張は裏がえしにすれば常備軍反對の主張ともなつている。暴動を抑えるためにフランスのように軍隊を備えるべきだというナイトの意見に、農夫も商人もドクターも口を揃えて反對する。貧しい人々の雞や豚や食料を略奪し、あるいは妻や娘を強姦するような奴らをもつよりは、暴動がおこつた方がまだ耐え易い。フランスの土百姓 (paysannes) と違つて、「イングランド人の胃袋は決してそんな暴行を我慢しようとはしないだらう」(p.94)。

それならば圍込みはどのようにして阻止すべきであらうか。ドクターは圍込みの原因を人々の貪慾 (avarice) にあるとしつつ、これを法律で抑えることの無効性を知つている。「しかしわれわれはすべての貪慾 (covetousness) が人間からとりさられるように工夫できるであらうか。否。それは怒りも喜びも恐怖も一切の感情のない人間をつくることができないのと同様である。それならどうするか。われわれは彼らの貪慾の原因となつているものをとりさるべきである」(p.121—122)。ここで問題となつているのは利己心のモラリティではない。それをあるがままに認め、その上に政策をたてようとする考え方である。ナイトのように調和の思想をもちえなかつたドクターは、利己心への放任を説くことはできなかつたけれども、少くとも政策の基礎として利己心を認めようとする點で、近代的な感覺をしめしているといえよう。⁽⁴⁾このような觀點から導かれてくる彼の圍込み對策は、刑罰による強制よりも誘惑 (allurement) や報酬 (rewards) によるべきであるとされ (pp.57—58) 具體的には牧羊によつて生ずる利益をひきさげ、農耕によつて生ずる利益を高めること、すなわちたとえば、當時の法律では穀物は一クォーター六シリング八ペンス

以上の時は輸出を禁ぜられていたのであるが、この制限を撤廢して自由輸出を認めること、他方自由輸出を認められている羊毛に對し、一トッド（約三貫四百匁）一三シリング四ペンス以上の時は輸出を禁止するという制限を加えること（p.54）、または羊毛輸出税をひきあげ、「その價格が生産者には低く、海外での價格は決して下らないよう（p.55）にすること、あるいは牧場に耕地の二倍の税を課すること（p.124）などが提案される。このような羊毛輸出制限案には國內毛織物産業の保護という意圖が含まれていることは上述の點から明らかであるが、毛織物産業の母胎たるべき羊毛生産を削減させしようという提案は産業保護の主張と矛盾するものではなからうか。

このような農業保護政策に對して農民以外のすべての人から反駁が加えられる。その中とくに重要なのは、このような穀物自由輸出によつて穀價騰貴し、それできなくてさき苦しいこの高物價の世の中を更に苦しくしてしまうという、商人や職人の意見であろう（p.55）。この反對意見は、生活必需品の價格は常に適正、低廉な點に公定すべきであるという、“good cheap”の考え方、傳統的な Policy of provision の態度、をあらわすといえよう。そしてドクター自身も、高物價への反對、豊富な穀物の備え、というような點でやはりこの考え方に屬していることは、すでに指摘してきたとおりである。しかし今ここでは彼はこの態度へ挑戦する。商人らの反對意見に對する彼の答辯は次の二點に基いている。第一に農産物價格は現在他の物價に比べて不當に低いこと、第二に自由輸出による穀價騰貴は一時的であること。農民の代辯者となつて彼は主張する。「あなた方牧畜業者は羊毛や羊皮の價格を高めたではないか。あなた方商人、毛織物職人、帽子屋はその商品の價格を昔の二倍にもしたではないか。それなら私が穀物の價格を高めても同様に正當ではないか。皆が一しよに束縛されるか、皆一しよに放任されるか、どつちかにして欲しい」（pp.55—56）。穀價を高めるべしというこのような主張は、當時にあつてはきわめて革新的なものであつたに違いない。それは中世以來の穀價公定政策が一般的經濟變動のうちですでに時代遅れになつたことをしめしているとみるこ

ともできよう。しかし穀價を他の物價と釣合ひのとれる點まで高めるべきであるといわれても、どこにその均衡點があるのかということは明らかではない。言葉をかえていえば、穀價が不當に低いといわれる場合、何を基準として不當に低いといえるのかということは、明らかにされないものである。そしてその點にかんしてドクターは「皆一しよに放任」すれば、おのずから均衡が成立すると考へる。穀物の自由輸出によりその價格が騰貴するなら、「すべての人は自然的に最大の利益に従う」ものであるから、「人々はますます喜んで農耕に従事し、農耕につく人が多ければ多い程、穀物は豊かになるに違いないし、穀物が豊かであればそれだけそれは安くなるだろう」(p.60)。それ故にドクターは穀價騰貴は一時的であるというのであるが、しかし安くなるといつても現在のように不當に低い水準まで下るのではない。自由輸出による一時的急騰から、他の物價とバランスした水準にまで下るのである。このような自然的均衡の思想は、アダム・スミスをさえ思わせるのではなからうか。

自由輸出による穀價引上げ——そのような農業奨励策において、穀價を抑えつつ生産を増大させようとする他の人々よりも、ドクターは經濟の論理に忠實であり、その限り自由主義への接近をしめしているといえる。しかしその點でまた彼は、消費者のための供給確保政策よりも、生産者のための奨励策を主張しているとみななければならぬ。「穀物が重要であればある程、それをつくる人々はそれだけ保護さるべきである」(p.57)。そしてこの場合、生産者とは獨立自營農民であつたことは、くりかえし強調しなければならぬ。

(1) Thomas More: *Utopia*, 1516 (Everymans Library) p. 26

(2) リンソンは A. H. Johnson: *Disappearance of the Small Landowner* (1909) があげているところの當時圍込みに賛成してゐた「僅か四人の人々」(Carew, Tuser, Fitzherbert, Standish) に本書の著者も加へるべきであるとしている。E. Lipson: *Economic History of England*, (10th ed. 1949) vol I, p. 141. n. 5. ただしドクターはあとの方では、圍込みを避けるためには、昔からつづけられている分散所有が望ましいとしてゐる (p. 124)。

(3) cf. R. H. Tawney: *op. cit.* pp. 153—154. けれど南部諸州ではナイトのいうように圍込みが繁榮の原因だったのではなく、むしろ農民の繁榮が農民による圍込みを可能にしたと考えるべきであろう。上からの圍込みはこれに反し北部、中部に多かつた。

(4) この点はいくつの人々によつて指摘されてきている。たとえば A. C. Tensen: *op. cit.* p. 95; W. Cunningham: *Growth of English Industry and Commerce, Early and Middle Ages* (5th ed. 1915.) p. 562. しかしの点だけにか入していえば、他の点についてはより中世的であつたナイトの方がドクターより「近代的」であることに注意。なおラモンドによれば、ラティマーは利己心をはげしく攻撃しており、その点にドクターとラティマーを同一視することの難点の一つがあるとされている。cf. E. Lamond: *op. cit.* p. xxiv.

五 都市の衰微——都市經濟

荒廢しているのは、圍込みによつて農民を失つた農村のみではない。都市もまた、「今まで住民多く豊かであつたのに住民がいなくなつて非常な荒廢と貧困におちこんだ」(p. 16)といわれている。この帽子屋の言葉につづけて商人もまたいう。「イギリスのすべての町はロンドンを除いて大部分そうである。そして榮えていた町の家や街路やその他の建物がひどくいたんだだけでなく、田舎の公道や橋もそうなのである。というのは道路や橋やその他の公共施設の修理のため寄附できるほど、余裕のある人がほとんどいないところではどこでも、貧困に見舞われるのだから」(p. 17)。

農村の衰微は圍込みの阻止によつて救われるであろう。しかし都市の荒廢はいかにすべきか。ドクターはその主要原因を産業の衰微としてとらえる。「これまで都市において行われ、その富の原因となつていたところの良き職業 (the good occupations) の捨てられたことが、この町々の衰微の原因であると思う」(p. 125)。それ故にドクターの都市復興案は産業振興を基本とするものであり、この産業保護政策は上述のような、國家産業保護政策と同一のものである。そのことはたとえば、財寶をもたらすか否かによる職業の三分類と、第三の種類の人々に對する保護の主張とが、國家にかんして (p. 91) と都市にかんして (p. 127) と、全く同様に説かれていることによつて、しめされ

る。ドクターの主張する産業保護政策は、實はこのような都市産業を母胎とするものであつたのであり、「大部分の町は、あらゆる種類の職人 (crafts men) によつて、とくに國外へ商品を賣つて、國內へ財寶をもたらすような人々によつて維持される」(Pp. 129—130)といわれている。ここには都市を單位とする保護政策から、國家を單位とするそれへの移行過程をみる事ができるであろう。

しかしドクターは都市荒廢の原因となつた産業の衰微を、もつばら外國品の流入によるとみているのであるが、果してそれが、あるいはそれだけが、原因だつたのであろうか。むしろ廣汎に成立しつゝあつた農村マニユファクチュアこそ都市衰微の原因であつたのではなからうか。もしそうとすればドクターのこのような都市産業保護論は、歴史の流れに抗するものといわなければならぬ。この點については彼の態度は妥協的といえる。すなわち彼は職人の反對をおしきつて、積極的に外人 (stranger) を招き、その生活費さえ都市が負擔して、新しい技術の導入に努めるべきであるとし、ギルドやカムパニーの「私的な自由や特權は公共の福祉に道をゆずることが望ましい」(P. 129) という進歩的主張をもつていると同時に、産業が榮え職人が十分になつたら外人の來るのを阻止すべきであるとして排他主義にもどり (P. 129)、また農村工業の問題についても、縮絨工 (fuller)、皮鞣工 (tanner)、織元 (clothier) は、「その職業の便宜上、町に住むようつれ戻すことはできない」(P. 130)とつて農村工業の存在を是認しつゝ、しかもこれらの人々を、「どこかの町の監督の下にはいるよう制限し、そのように定められた町によつてまず承認し封印されたものでなければ、商品を賣らないように」(P. 130)と主張している。従つてわれわれは都市の産業政策と農村工業との關係というきわめて興味ふかい問題にかんして、ドクターからも誰からも説明をきくことはできないのである。

六 宗教上の意見の分裂——學問論

イギリスにおいてさえ宗教上の争いはしばしば流血の惨事をひきおこしていたのであるが、しかし、あるいはそれ故に、民衆は宗教に對し、更に學問一般に對し、無關心であるよりも反感をささいだいでいる。たとえばドクターに向つて帽子屋はいう。「あなた方も畠を耕したり車をひつぱつたりする方が良いと思う。というのは勉強しても少しも良いことはなく、ただ人々に争いをおこさせるだけなのだから。……この争いが人々の最近の騒動の大きな原因なのだ。……学者などは一人もいなくとも構わないであろう」(p.21)。ドクターはこの非難に對してそれが一般的なものであることをまず認め、それ故に學問が衰微しつつあるとし、ついで學問が何故必要であるかを説くために學問論を展開してゆく。彼の主張によれば、「經驗は賢明さ (wisdom) の父であり、記憶はその母」(p.24)なのであるが、しかし「經驗も記憶も學問 (learning) によつて助けられ促進される」(p.24)が故に、「學問は才智 (wit) を促進させ増加させる」(p.24)とされる。智識は何よりもまず「現世の人間生活」に有用なのである。たとえば農民がその仕事を完全にするためには、天文学、獸醫學、幾何学などの智識が必要なのであり、また國家を治めようとするものにとつては、論理学、修辭学、とくに道德哲学 (moral philosophy) が不可欠である。このようないわば實用主義的學問觀にもとずいて彼は、「太陽が地上の万物の成長に必要なより以上に、學問は人々の間における教養 (civilite)、賢明さ、深慮 (politic) の増大に必要なである」(p.30)と結論する。學問といえは神学、醫學、法学しかないと思つていたというナイトの質問に答え、そのような學問へすすむ前に、文法、論理学、修辭学、數學、幾何学、音樂、天文学という七つのリベラル・サイエンスを習得すべきであるというドクターの主張には、明らかにルネサンス的ヒューマニズムの影響をみることができようである。⁽¹⁾

しかし學問自體の有用性は認められるにしろ、この混亂、分裂は決して放置されて良いものではない。一體この混亂の原因はどこにあるのであろうか。ドクターによればそれは學問習得の誤りから生じているものであつて、とくに

初学者が「事物の判断を早まつて與え」(P.29)、それに固執することから生れているとされる。「半年もバイブルを讀まないうちに、すべての少年が推理し探究することを許されるのみでなく(これはまだ許されても良いのだが)、今まで聞いたこともないような新しい奇妙なバイブル解釋を主張することまで許されている。こんなことが許されている間は、どうして意見の統一がありえようか」(P.29)。更にもう一つの学問衰微の原因は、ある意見が確立されるとその反対派が迫害され、しかもたえず意見が變るために、「強い多數派の意見が變るにつれて自分の意見を變えることのできる賢い人々」を除いては、「学問の報いとして屈辱と障害しか與えられない」(P.31)という事情なのである。宗教にかんしては僧侶の頽廢——寺祿を重ね、教会を離れて莊園に住み、義務を怠り、サクラメントを金儲けの手段とし、管区内の巡回を忘れ、定期の僧侶會議をひらかず——がことにその權威を失わしめたのであり、宗教改革はそのような僧侶の精神まで改革するものでなければならぬとされる(Pp.133—139)。このような事態を救うためにドクターは宗教會議の開催を提案するのであるが、その場合も、「この問題の論議を委ねられた人々の全部または大部分が、自由に同意し問題を決定するまで、いずれの側も他方に對し暴力を用いない」(P.141)よう配慮することが注意されている。

僧侶自身による改革が不十分である場合には世俗權力者による強制改革が必要であるとする點で、ドクターは國教會主義にくみしているように思われるが、それよりも重要なことは宗教鬭争の眞只中における宗教的寛容の主張である。ヘンリー八世に始まりメアリ女王の治世を頂點とする宗教的迫害によつて、本書の書かれた前後の時期にどれだけ多くの人々の血が流されなければならなかつたかを思えば、学問や宗教のことにかんして暴力や強制を用いるなというドクターの叫びは切實な響きをもつて訴えてくる。しかし同時に注意されなければならないことは、この宗教的寛容の主張が、一七世紀の人々におけるような良心自由の主張ではないということである。すべての人に信仰の自

由を認め、多様な信仰の並存をゆるすという考え方には、ドクターの思想はほど遠い。それは信仰の統一性を基礎とし目標とし、ただそれへの手段として暴力を否定し説得を用いようとした、その限りにおける寛容の精神であつたといわなければならぬ。そこにも彼の國教会主義と、それに加えられたヒューマニズムの思想をみることができらるであらう。

(1) ドクターの引用しているのが、プラトン、アリストテレス、キケロ、ピタゴラス、プリニウス、メラなどであることも、彼がルネサンスの子であり、古典に通じていたことをしめしている。

七 歴史的位罝づけ

「成熟した重商主義のアウトラインを全體としてあらわしている最初の著作」と呼ばれる本書は、すでに多くの人々によつて注目され、經濟史の資料として、また重商主義學說史の一コマとして、かなり高い地位を與えられている。⁽²⁾事實、以上の分析によつてしめされたように、重商主義學說に特徴的な多くの考え方が本書に定式化されているのを見ることができらるであらう。たとえば高物價讚美論、⁽³⁾貨幣と金銀との同一視、その國防力としての重要性の強調、バランス・オヴ・パウアーの考え方、貿易差額論、⁽⁴⁾産業保護論、國防の主體としての職人や獨立農民の讚美、あるいは合理主義的態度、節約、勤勉、低賃銀の主張、更に利己心の容認、それにもとづく政策の提示、など。しかし強調しなければならぬことは、このようないわば近似的な主張と並んで、それらと對立しあるいは矛盾する考え方の存していることである。すなわち高物價讚美論はなお萌芽的で對外關係についてのみ説かれるに止まり、低物價讚美論が主流をなし、貿易差額論と並んでプリオニズムの考え方——たとえば輸入商人への反感——⁽⁶⁾が残り、産業保護論が財寶獲得という觀點から一貫されているのではないということなどを指摘することができらるのであるが、しかしとくに重要な點は、ナイト、商人、職人、農民がそれぞれの階級的利害を主張しているのに對し、ドクターは時に矛

盾をあえてしつづ、そのすべてに味方し、商人を除くすべての階級の利益をはかろうと企てていることである。ヘックシャーは農産物價格を他物價とバランスさせようというドクターの主張を、「連帶性のシステム」(System of Solidarity)と名づけているが、それは單に價格についてののみいわれうることでなく、各階級相互の關係そのものについていえるであろう。ドクターに——本書に——特徴的なのはこのような諸階級連帶性の思想なのである。このことは何を意味しているのであろうか。

本書のとり扱つてゐる問題はきわめて廣汎であつて、當時の多くの經濟書のように實際的な一・二の問題を個別的にとりあげてゐるのではない。しかしこの廣汎な問題は體系的に一貫してとりあげられてゐるとはいえず、その點では個別的な問題の單なるよせ集めとみななければならぬ。それにもかかわらず本書を貫いてゐる一つの視點、關心を讀みとすることはできる。それはいうまでもなく國力の増大ということであつて、經濟や社會の問題やその對策は常に國力との關聯において考えられてゐるといへよう。⁽⁸⁾しかもこの國力は、國民の力としてよりも國王の力として意識されてゐる。「國民の富は國王の富である」(p.66)という言葉は、單に修辭的な意味をもつものではない。⁽⁹⁾いわば本書はナイトらの近視眼的政策に對し、國王の眞の力がどこに存するかを説いたものといへよう。國王は、「眼前にある利益と同様に將來のそれをも考慮」(p.66)すべきであるとドクターは主張し、そこから産業の保護、ジェントリ・農民・職人の擁護、金銀の獲得、貨幣の改鑄、圍込みの阻止などを提案してゐるのであり、その目標はあくまで、國王を頂點とし、ジェントリ、獨立農民、手工業者を基幹とする、連帶性原理に貫かれた社會、一言でいへば Volk-reichtum の理念、ではなかつたらうか。その理念においては、本書は後期重商主義者よりも、むしろ、「農耕、耕作を復興せよ、織物業を再生させよ」と叫んでいたトマス・モーアに近いように思われる。従つて本書の提案から貿易差額論、産業保護論など、一聯のいわゆるブルジョア的政策が導きだされたにしても、これをすぐそのまゝトマス・

マンや一七世紀末の保護貿易論へ結びつけることには危険はないであろうか。本書の性格は決して基本的にブルジョア的なものではない。それ以後の歴史のしめしているところによれば、重商主義の眞の擔い手となり、やがて絶対主義への對抗者となつていつた人々は、土地圍込みを行い、高物價を要求し、工業を都市の支配から解放しようとした人々であつたのであるが、上述のように本書はそのような人々の味方ではなかつた。本書にブルジョアの性格があるとするれば、おそらくそれは絶対主義自體のもつブルジョアの性のあらわれであり、その限り一定の限界をもつものとみなければならぬであろう。ペーアは本書を評して、「感情においては中世的、實踐においては近代的」といつているが、強調されなければならないのはそのような二面性なのである。

本稿の初めに私は、本書の登場人物は「作爲的と思われほど巧みに」各階級を代表しているといつた。しかし帽子屋は單に都市ギルドの職人であつて農村工業を代表しえず、商人は貿易商人ではなく、ナイトは没落しゆくジェントリの一人であつて新しい企業家的地主ではない。⁽¹²⁾その限りここには新しい時代をつくりつつあつた人々は代表されていぬといわなければならぬ。そうしてまさにそれ故にこそ、本書は絶対主義の經濟論として最も巧みに代表的階級をあつめているといえよう。

(1) E. Heckscher: op. cit. vol II. p. 227.

(2) たとえばペーアが、貿易差額論は一五五〇年ころから指導原理となり始めたという場合 (M. Beer: op. cit. p. 73)、本書が念頭にあつたのではなからうか。

(3) ヘックシャーは本書が高物價を認めないにもかかわらず、「價格の高水準を下げることに賛成していない」といふ事實そのものは、きわめて重要である」といつている (E. Heckscher: op. cit. p. 227)。

(4) カニングガムは本書の貿易差額論にかんじていう。「ドクターはプリオニストから區別さるべきマーカントイリストの立場をとつてゐる。……一五四九年に彼は一世紀後一般にうけいられるようになつた意見を説いた」(W. Cunningham: op. cit. p. 563)。

「イングランド王國福祉論」について

(5) イングラムはいう。「工業にかんして著者は後の重商主義者と同じ観点に立っている」(J. K. Ingram: op. cit. p. 45)。また
 ベーアは、ナイトが關稅收入減少を理由としてドクターの産業保護論に反對する時、國王の收入政策とブルジョアジの政策との
 對立があらわされていると考えている (M. Beer: op. cit. pp. 180—181)。

(6) 金銀輸出禁止令の無効さについてはいわれているが、その可否については何ものべられていない。本書では金銀輸出の禁止
 ということは自明的な前提であつたように思われる。貿易差額論の積極的な意味はそのようなプリオニズムの枠をうち破つたと
 ころに出るのであつて、輸出する以上に輸入してはならないという考え方だけで、一四世紀末のリチャード・エールズベリ
 (Richard Aylesbury) に貿易差額論の先驅を見出そうとするカニングム (op. cit. pp. 395—6) やホロックス (J. W. Horrocks:
 A Short History of Mercantilism, 1925. pp. 36—37) の見解は、貿易差額論の歴史的意味を無視するものである。その点で本
 書の貿易差額論も消極的な性格を残しているように思う。

(7) F. Heckscher: op. cit. vol. II. p. 151

(8) 貨幣改鑄、産業保護、農業獎勵がすべて國力に結びついていたことはくりかえす必要はないであろう。しかし更に宗教にお
 ける意見の分裂も、「内部に分裂ある國はすべて荒廢する」(p. 131)、「Concordia res parvae crescut, discordia maximae
 dilabuntur」(協力により小なるものも大きくなり、不和により大きいものも分解する) (p. 131) という観点から問題とされ、
 學問についても、「世界のすべての國民のうち、賢明で教養あるものは、その力が劣つても他のものを支配する」(p. 23)とい
 われるのであつて、ここにさえ國力という考えがあるといえよう。

(9) カニングムはこのような考え方——國民が財寶をもたなければ國王はどうしてそれをもちえようか——に近代の出発点たる
 租稅國家という思想の表現を見出しているが (W. Cunningham: op. cit. p. 561) それを最初に確立したものが絶對王制であつた
 ことを想起すべきであらう。

(10) Thomas More: op. cit. p. 28

(11) M. Beer: op. cit. p. 89.

(12) 圍込みの擁護の時、彼は時に近代的地主の代辯者となつてゐる。そしてその時だけ彼にアトミスティックな國家觀や利己心の
 放任、調和という近代的な考え方がしめされているのは興味ふかい。